

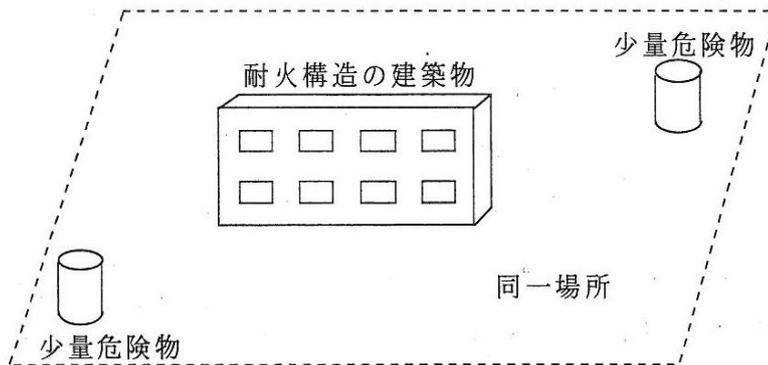
## 第2 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの運用基準

- 1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲については、次の例によること。  
なお、指定数量の5分の1未満の危険物（以下「微量危険物」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合も同様とする。

### (1) 屋外の場合

#### ア 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合

施設相互間が耐火構造の建築物又は塀等で防火上有効に隔てられている場合又は防火上安全な距離を有する場合など、各施設が独立性を有していると認められる場合は、それぞれの施設ごととする。（第2-1図参照）

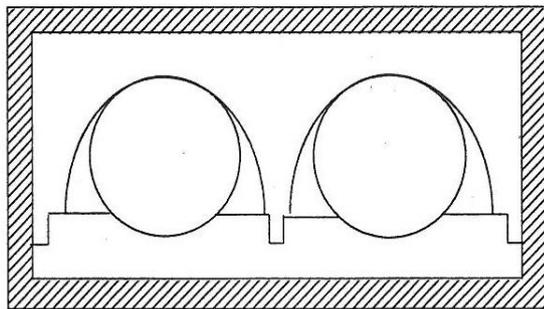


第2-1図 耐火構造の建築物により隔てられている例

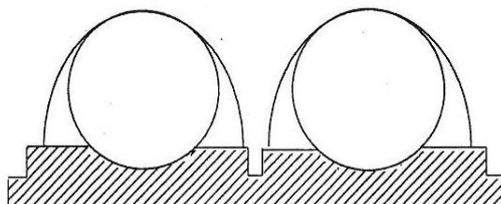
#### イ タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

タンクごととする。ただし、地下タンクで次のいずれかに該当する場合は、一の地下タンクとする。

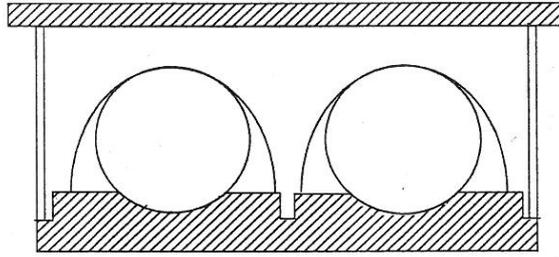
- (ア) 同一のタンク室内に設置されている場合（第2-2図参照）
- (イ) 同一の基礎上に設置されている場合（第2-3図参照）
- (ウ) 同一のふたで覆われている場合（第2-4図参照）



第2-2図  
同一のタンク室内に設置されている場合



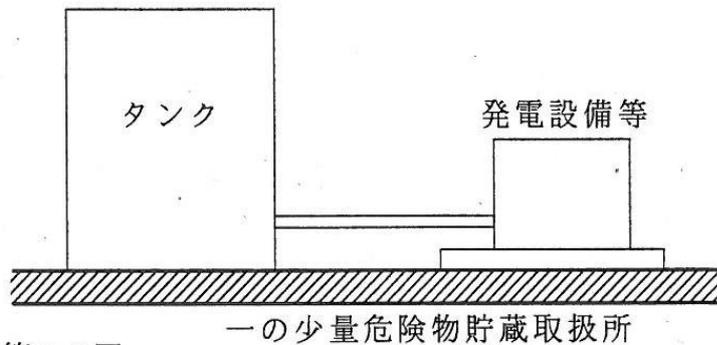
第2-3図  
同一の基礎上に設置されている場合



第 2-4 図  
同一のふたで覆われている場  
合

ウ タンクと設備が同一行程の場合

貯蔵及び取扱いが同一行程である場合は、同一行程ごととすることができる。  
(第 2-5 図参照)

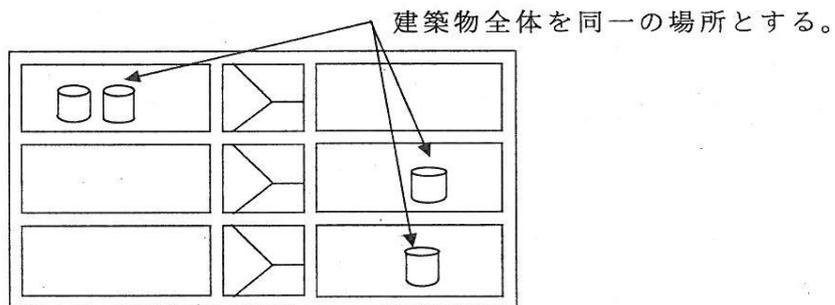


第 2-5 図

一の少量危険物貯蔵取扱所

(2) 屋内の場合

原則として建築物ごととする。(第 2-6 図参照)



第 2-6 図

ただし、次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととすることができる。

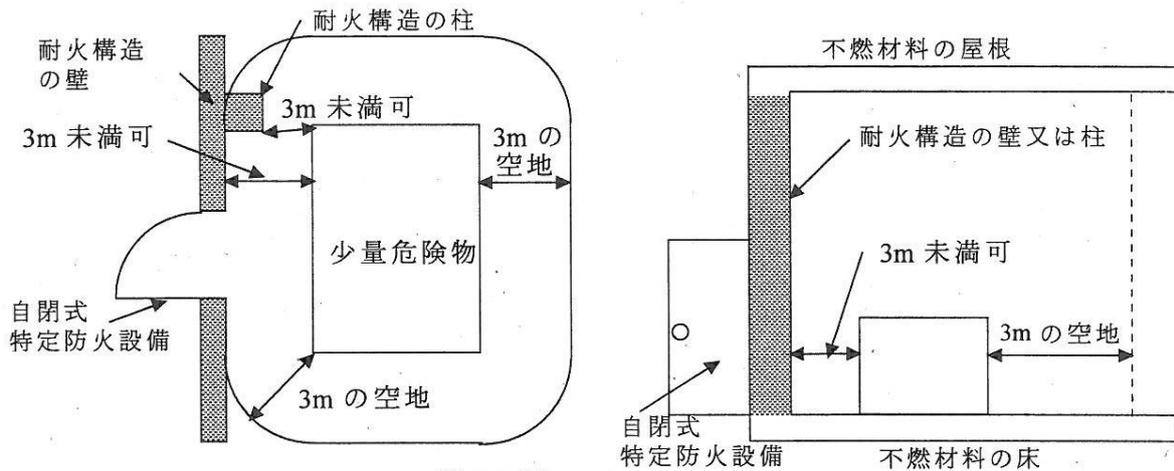
ア 危険物を取り扱う設備の場合

次の(ア)又は(イ)によること。

なお、危険物を取り扱う設備とは、吹付塗装用設備、洗浄作業用設備、焼入れ作業用設備、消費設備(ボイラー、バーナー等)、油圧装置及び潤滑油循環装置などをいう。

(ア) 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管、ストレーナー、流量計（ポンプを除く。）等の付属設備を除く。）の周囲に幅 3m以上の空地が保有されている場所（以下「保有空地例」という。）

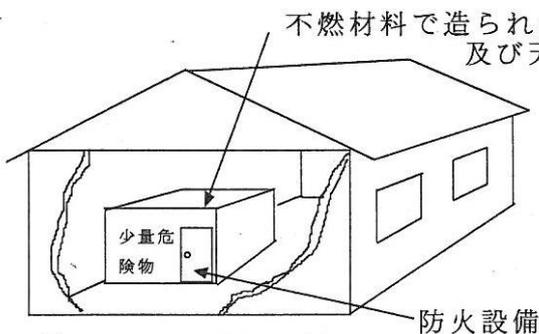
ただし、当該設備から 3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備（以下「自閉式特定防火設備」という。）が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。（第 2-7 図参照）



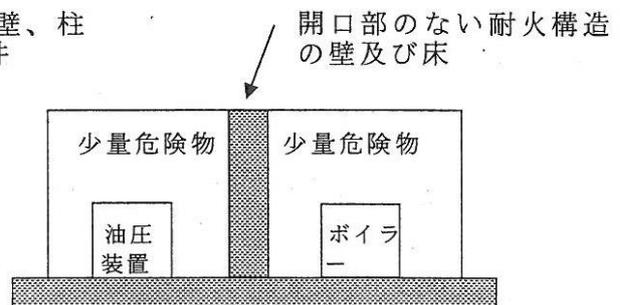
第 2-7 図

(イ) 危険物を取り扱う設備が、出入口（防火設備）以外の開口部（換気ダクトを除く。）を有しない不燃材料の床又は壁で他の部分と区画されている場所（以下「不燃区画例」という。）（第 2-8 図参照）

また、不燃区画例の少量危険物貯蔵取扱所を連続（隣接）して設けることは、原則としてできないものであること。ただし、少量危険物貯蔵取扱所相互に隣接する壁及び床を開口部のない耐火構造とする場合は、この限りでない。（第 2-9 図参照）



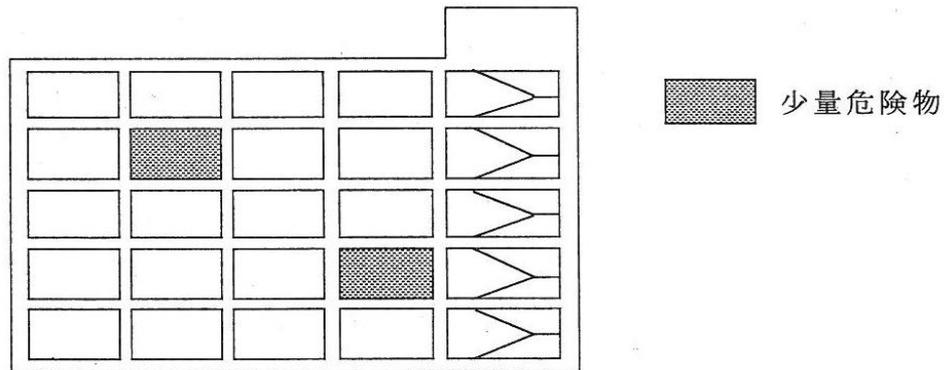
第 2-8 図 不燃区画例



第 2-9 図 連続して設けられる例

イ 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合  
前（イ）の例によること。

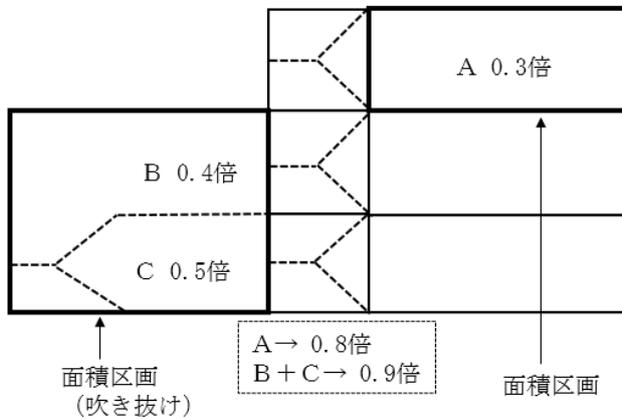
- ウ 共同住宅等において貯蔵し、取り扱う場合（階層住宅等の燃料供給施設を含む。）  
管理権限者の異なる場所ごととする。（第 2-10-1 図参照）



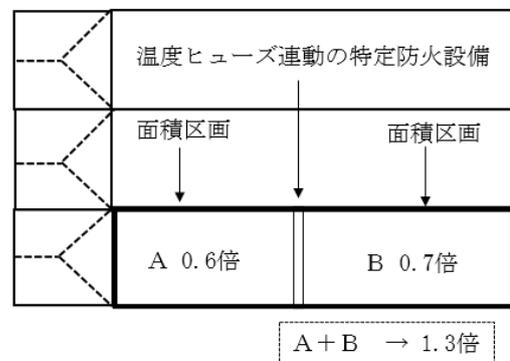
第 2-10-1 図

- エ ホームセンター等で塗料等の商品が陳列されている場合  
階ごとに防火上有効に区画された場所ごととする。
- オ 大学、研究所その他これに類する施設内の実験室、病院、大規模防火対象物等における危険物の貯蔵、取扱いの場合
- (ア) 不燃区画例による場所
- (イ) 階ごとに防火上有効に区画された場所（第 2-10-2 図）

【例①】認められる場合



【例②】認められない場合



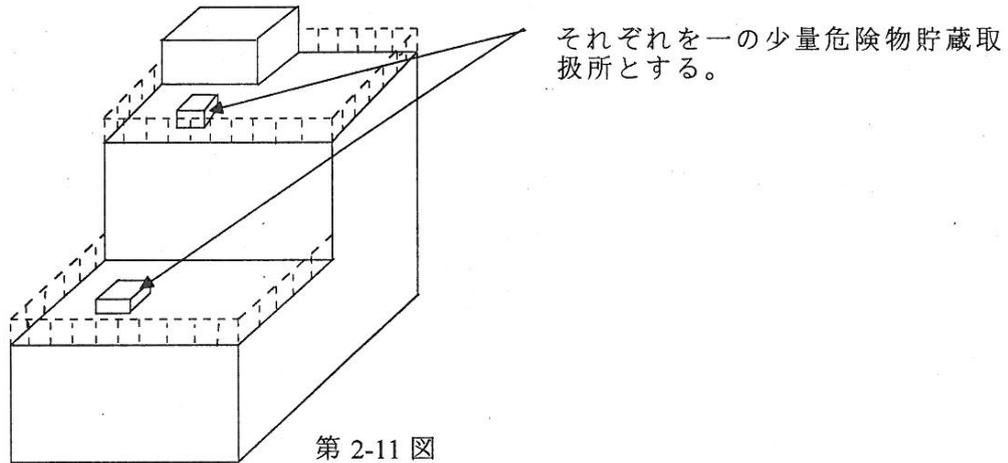
※それぞれの場所とした面積区画が連続（隣接）する場合、隣接する開口部を温度ヒューズに連動して閉鎖する特定防火設備とすることは認められない。

第 2-10-2 図

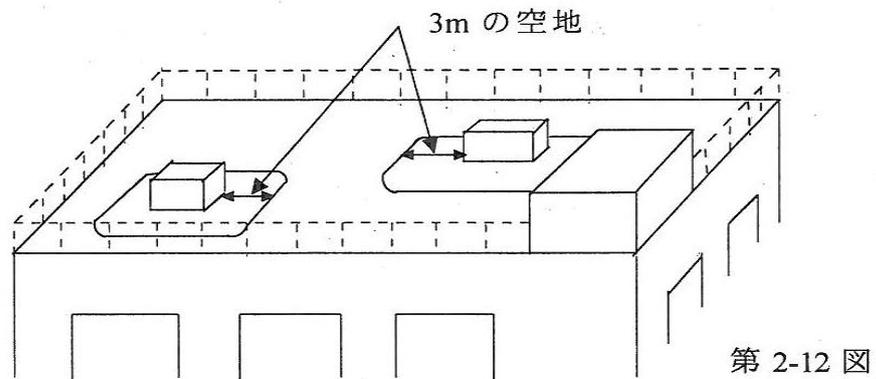
### (3) 屋上の場合

次に掲げる場合は、それぞれに示す場所ごととする。

ア 同一建物に屋上が2以上ある場合（第2-11図参照）



イ (2) アに示す保有空地例による場合（危険物を取り扱う設備は、消費設備（ボイラー又は発電設備等）に限る。）（第2-12図参照）

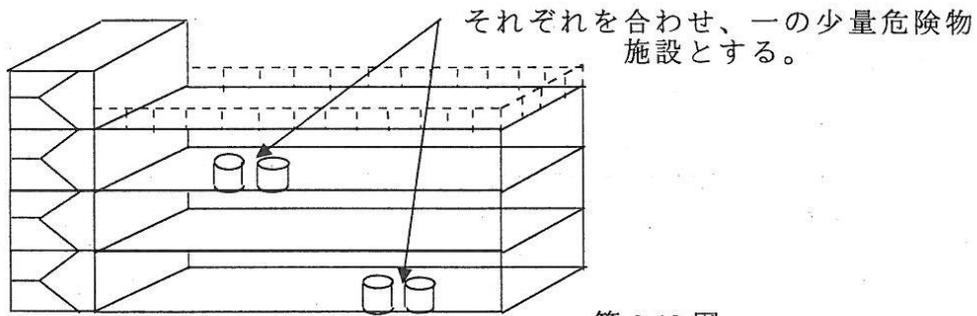


### (4) 特殊な場所の場合

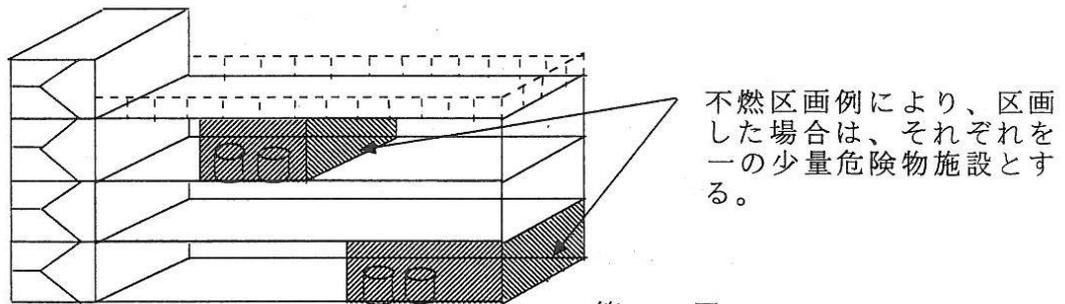
ア 新築工事中の現場において貯蔵し、又は取り扱う場合

原則として、建築物ごととする。（第2-13図参照）

ただし、不燃区画例による場合は、この限りでない。（第2-14図参照）



第 2-13 図



第 2-14 図

## 2 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定

同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定については、次の例によること。

### (1) 貯蔵施設の場合

貯蔵する危険物の全量とする。

### (2) 取扱施設の場合

取り扱う危険物の全量とする。

なお、次に掲げる場合は、それぞれによる。

ア 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、瞬間最大停滞量をもって算定する。

イ ボイラー、発電設備等の危険物の消費については、1日における計画又は実績消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

なお、油圧機器内蔵油、触媒油等の危険物及び発電設備で潤滑油を使用する場合には、合算して算定する。

ウ 洗浄作業及び切削装置等の取扱いについては、洗浄後に危険物を回収し、同一系内で再使用するものは瞬間最大停滞量とし、使い捨てるもの及び系外に搬出するものは1日の使用量とする。

### (3) 貯蔵施設と取扱施設とを併設する場合

ア 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合（ボイラーと該当ボイラー用燃料タンクを同一の室内に設けた場合等）

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量とを比較して、いずれか大きい方の量とする。

イ 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にない場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を合算した量とする。

ウ 自動車等へ給油することを目的に設けられた簡易タンクの場合、貯蔵量又は1日の

取扱数量のいずれか大きい方の量とする。

**(4) 算定から除外できる場合**

指定数量の5分の1未満の燃料装置部が同一の室内に設置されている石油ストーブ、石油コンロ等で専ら室内の暖房又は調理等の用に供する場合は、当該石油ストーブ、石油コンロ等で取り扱う危険物を当該室内における危険物の数量の算定から除外することができる。

**3 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの遵守事項**

(1) 条例第30条第3号に規定する「危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置」とは、貯蔵、取扱い形態に応じた密栓、受皿、バルブの管理等をいう。

(2) 条例第30条第6号に規定する「地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置」とは、次によること。

ア 高さが低く、据付面積が大きい戸棚等容易に転倒しないと認められるものは、固定しないことができるものとする。

イ 容器の転倒、転落、損傷を防止する有効な棚、滑り止め等については、次によること。

(ア) 棚

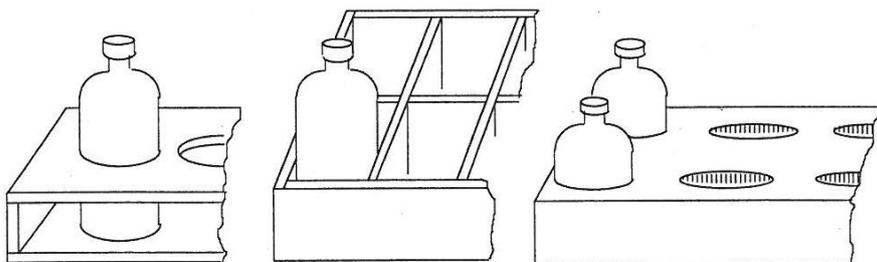
a 容器の転倒、転落を防止する有効な棚については、ビニルコード、カーテンワイヤー等のたるみを生じる材料を避け、金属、木等の板又は棒状のものを使用すること。

b 棚等の高さは、容器の滑動等を考慮し、かつ、収納する容器等の大きさに合わせたものであること。

(イ) 滑り止め

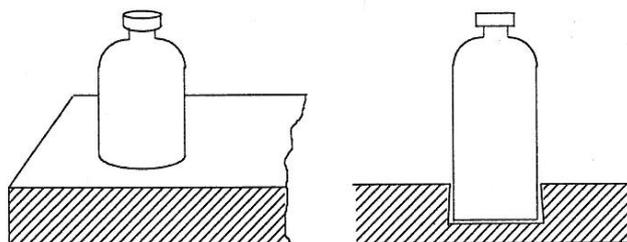
容器の滑り止めについては、次の例によるほか、棚等に固定すること。

a 容器1本ごとにセパレート型とする。(第2-15図参照)



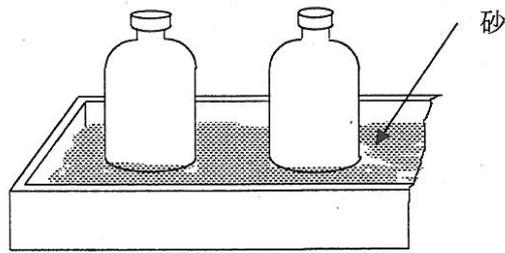
第 2-15 図

b 容器の大きさに応じ、台にくぼみ等を設ける。(第2-16図参照)



第 2-16 図

- c 容器を砂箱内に収納する。(第 2-17 図参照)



第 2-17 図

- 4 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満（以下この運用基準において「少量危険物」という。）の危険物の貯蔵及び取扱いの基準
- (1) 条例第 31 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する「危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行う」とは、温度又は湿度の変化により酸化又は分解等を起こすおそれのないように、適正温度又は湿度を保つために遮光、換気を行うことをいう。
- ア 「遮光」とは、直射日光に限らず、光をあてない措置を講じることをいう。
- イ 「換気」とは、換気設備により室内の空気を有効に置換するとともに室温を上昇させないことをいう。
- (2) 条例第 31 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する「温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視」は、次によること。
- ア 「その他の計器」には、液面計、流速計、流量計、導電率計、回転計及び電流計等が含まれるものであること。
- イ 計器類の監視
- (イ) 計器類の監視は、危険物の貯蔵取扱い形態の実態に応じた方法で行うこと。
- (イ) 計器類が多数設置される施設にあっては、集中して監視できる方法を指導する。
- (3) 条例第 31 条の 2 第 1 項第 7 号の規定は、次によること。
- ア 「可燃性のガス」とは、アセチレン、水素、液化石油ガス、都市ガス等可燃性のものをいう。
- イ 「可燃性の微粉」とは、マグネシウム、アルミニウム等の金属粉じん及び小麦粉、でん粉その他可燃性粉じんで、集積した状態又は浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれがあるものをいう。
- ウ 「完全に接続」とは、接続器具、ネジ等を用いて堅固に、かつ、電氣的に確実に接続し、接続点に張力が加わらない状態をいう。
- エ 「火花を発する機械器具、工具、履物等」には、次に示すものがあること。
- (ア) 機械器具
- a グラインダー等衝撃により火花を発するもの
- b 電熱器、暖房機器等高温部を有するもの
- c 電気設備
- (イ) 工具、履物等
- ハンマー、底に鉄びょうのある靴等、衝撃により火花を発するもの
- (4) 条例第 31 条の 2 第 1 項第 10 号に規定する「温度が局部的に上昇しない方法」とは、次によること。
- ア 直火を使用しない方法

「直火」とは、可燃性の液体やガス等を燃料とする火気、露出したニクロム線を用いた電熱器等が該当する。

イ 熱源と被加熱物とを相対的に動かしている方法

ウ 被加熱物の温度分布に片よりを生じさせない方法

(5) 条例第 31 条の 2 第 1 項第 12 号に規定する「防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所」とは、次のいずれかの場所であること。

ア 屋外であって、火源等から安全と認められる距離を有している場所

イ 屋内であって、火源等から安全と認められる距離を有しており、かつ、周囲の壁のうち、2 方向以上が開放されているか、又はそれと同等以上の通風、換気が行われている場所

ウ 屋内の区画された場所であって、次の条件を満たすもの

(ア) 隔壁は、不燃材料で造られたもの又はこれと同等以上の防火性能を有する構造のものであること。

(イ) 隔壁に開口部を設ける場合は、防火戸が設けられていること。

(ウ) 当該区画された場所内に火源となるものが存在しないこと。

エ 屋内において、有効な不燃性の塗装ブースが設けられており、かつ、当該塗装場所内に火源となるものが存在しない場所

(6) 条例第 31 条の 2 第 1 項第 13 号に規定する「危険物が危険な温度に達しない方法」には、次の方法があること。

ア 焼入油の容量を十分にとる方法

イ 循環冷却装置を用いる方法

ウ 攪拌装置を用いる方法

エ 冷却コイルを用いる方法

オ その他、上記と同等以上の効果があると認められる方法

(7) 条例第 31 条の 2 第 1 項第 15 号に規定する「バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにする」とは、次の方法がある。

ア バーナーの逆火防止方法

(ア) プレパージ

バーナーに点火する際、事前に燃焼室内に送風し、未燃焼ガス等を有効に除去する方法

(イ) ポストパージ

バーナーの燃焼を止めた後、ある一定時間送風を継続して、燃焼室内の未燃焼ガスを有効に除去する方法

イ 危険物の流出を防止する方法

(ア) 燃料をポンプにて供給している場合などに戻り管を設置する方法

(イ) フレームアイ、フレームロッド、火炎監視装置等により、バーナーの不着火時における燃料供給を停止する方法

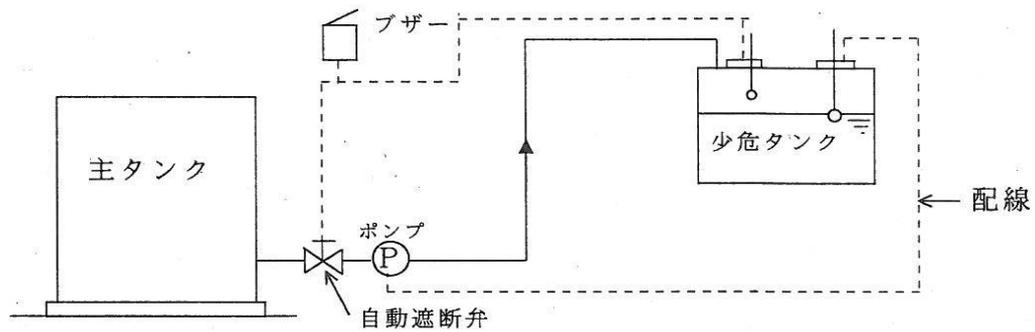
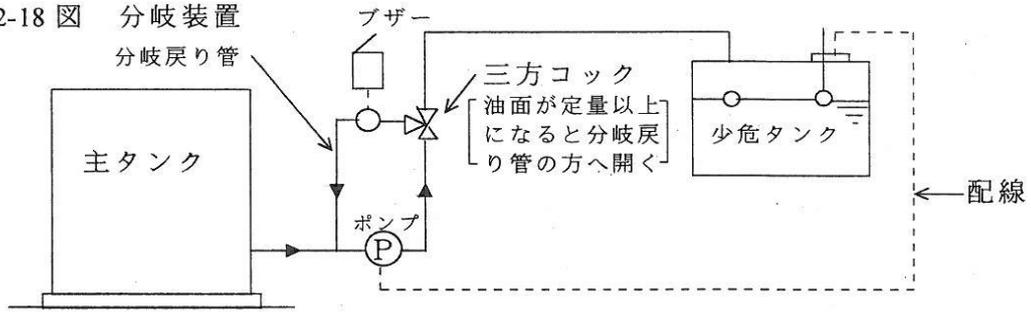
(8) 条例第 31 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する「危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備」は、次によること。

ア 二重缶、二重配管、戻り配管、波かえし、フロートスイッチ、ブース、受け皿、囲い、逆止弁、ふた等をいい、危険物の貯蔵、取扱い形態及び地震対策を考慮して実態により有効なものであること。

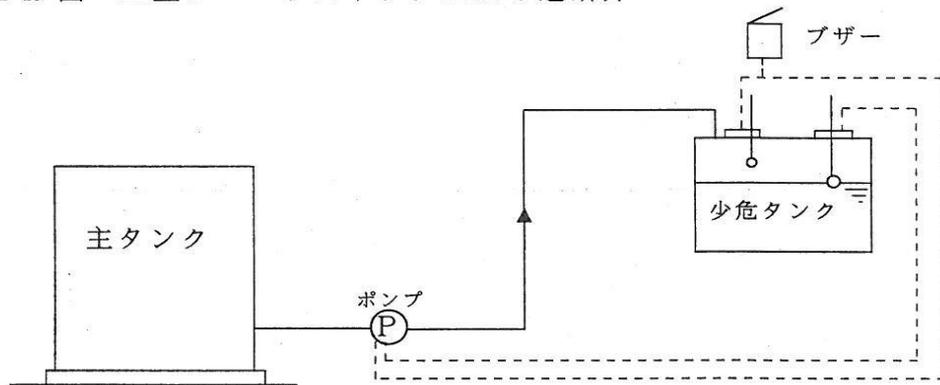
なお、自然流下による戻り管の口径は、給油管の口径の概ね 1.5 倍以上としなければならない。

イ 附帯設備を設けた例は、次のとおりである。(第 2-18 図から第 2-21 図参照)

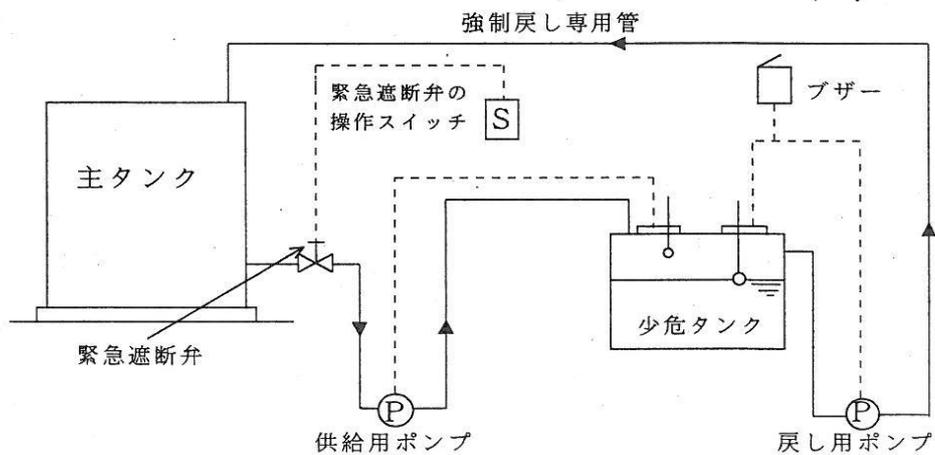
第 2-18 図 分岐装置  
分岐戻り管



第 2-19 図 二重フロートスイッチによる遮断弁



第 2-20 図 二重フロートスイッチによるポンプ停止装置



第 2-21 図 強制戻し専用管及び緊急遮断弁

- (9) 条例第 31 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する「温度測定装置」は、危険物を取扱う設備の種類、危険物の貯蔵、取扱い形態、危険物の性状及び測定温度範囲等を考慮し、安全、かつ、温度変化を正確に把握できるものであること。
- (10) 条例第 31 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する「火災を防止するための附帯設備」については、次の例がある。
- ア 温度を自動的に制御できる装置又は機構
  - イ 引火又はいつ流着火を防止できる装置又は機構
  - ウ 局部的に危険温度に加熱されることを防止する装置又は機構
- (11) 条例第 31 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する「圧力計及び有効な安全装置」は、次によること。
- ア 圧力設備等における「圧力計」については、次の条件を満たすものであること。
    - (ア) 常時、圧力が視認できるものであること。
    - (イ) 最大常用圧力の 1.2 倍以上の圧力を適切に指示できるものであること。
  - イ 加圧設備等における「有効な安全装置」については、タンク本体又はタンクに直結する配管に取り付けるものとし、その取付位置は、点検が容易であり、かつ、作動した場合に気体のみ噴出し、内容物を吹き出さない位置であること。
- (12) 条例第 31 条の 2 第 2 項第 7 号の規定は、次のとおりとする。
- ア 少量危険物施設においても、可燃性蒸気が発生し、又は滞留するおそれがあるので、このような場所における電気設備については、当該電気設備が可燃性蒸気等の点火源とならないように配慮した規定である。
  - イ 「電気工作物に係る法令の規定」とは、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく電気設備に関する技術上の基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）をいう。
  - ウ 前アの可燃性蒸気が発生し、又は滞留するおそれのある場合とは、次による。
    - (ア) 引火点が 40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合
    - (イ) 引火点が 40℃以上であっても、その可燃性液体を当該引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合
  - エ 前ウの場所には、防爆構造の電気機器を設けること。ただし、平成 2 年 5 月 23 日前のもので、引火点が 40℃未満の危険物の数量が指定数量の 5 分の 1 未満であり、かつ当該場所の危険物が密閉された容器に適切に保管等されている場合は、この限りでない。
- (13) 条例第 31 条の 2 第 2 項第 8 号に規定する「蓄積される静電気を有効に除去する装置」は、次によること。
- ア 設置によるもの
    - (ア) 設置抵抗値が概ね 1,000Ω以下となるよう設ける。
    - (イ) 接地端子と接地導線との接続は、ハンダ付等により完全に接続する。
    - (ウ) 接地線は、機械的に十分な強度を有する太さとする。
    - (エ) 接地端子は、危険物を取り扱う設備の接地導線と確実に接地ができる構造とし、取付箇所は引火性危険物の蒸気が漏れ、又は滞留するおそれのある場所以外とする。
    - (オ) 接地端子の材質は、導電性の良い金属（銅、アルミニウム等）を用いる。
    - (カ) 接地導線は良導体の導線を用い、ビニール等の絶縁材料で被覆し、又はこれと同等以上の導電性、絶縁性及び損傷に対する強度を有するものとする。
  - イ その他、前アと同等以上の静電気除去性能を有する方法によるもの

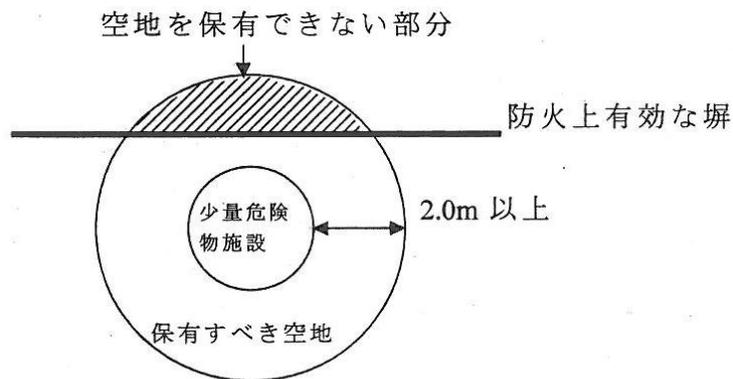
(14) 条例第 31 条の 3 第 2 項の規定は、次のとおりとする。（屋外における貯蔵取扱い）

ア 第 1 号の「防火上有効な塀」は、次によること。

(ア) 材質は、不燃材料であること。

(イ) 高さは、1.5m 以上であること。ただし、貯蔵又は取扱いに係る施設の高さが 1.5m を超える場合には、当該施設の高さ以上であること。

(ウ) 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上であること。（第 2-22 図参照）

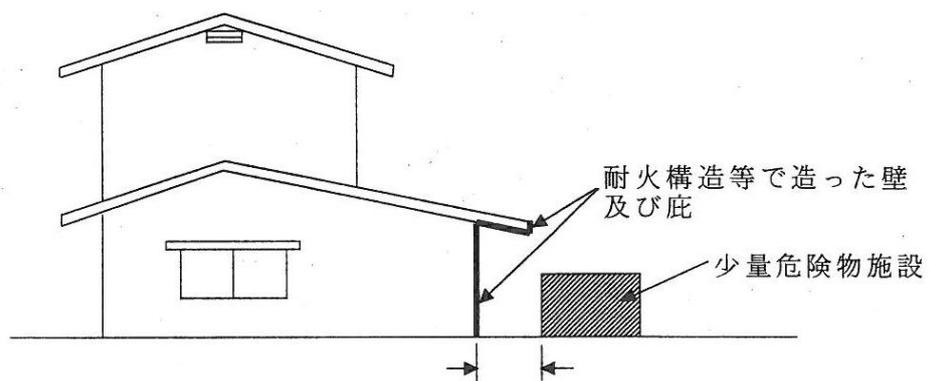


第 2-22 図

(エ) 構造は、風圧力及び地震動により倒壊、破損等しないものであること。

イ 第 1 号ただし書きに規定する「開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」は、次によること。

(ア) 高さは、地盤面から当該施設が面する階までの高さであること。（第 2-23 図参照）

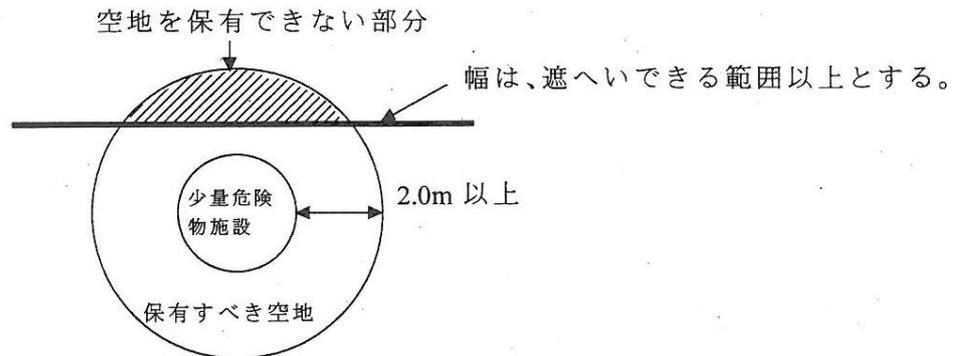


第 2-23 図

空地を 2.0m 未満とすることができる。

(イ) 幅は、空地进行を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上であること。

(第 2-24 図参照)



第 2-24 図

ウ 第 2 号に規定する「ためます」の大きさは、縦、横及び深さをそれぞれ 30 cm 以上とすること。

エ 第 2 号に規定する「危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置」は、次によること。

(ア) 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に排水溝等を設ける場合

(イ) 危険物を取り扱う設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける場合

(ウ) パッケージの形態を有し、危険物の流出防止に同等の効果が認められる場合

(15) 条例第 31 条の 3 の 2 の規定は、次のとおりとする。(屋内における貯蔵取扱い)

ア ためますの大きさは、前(14)ウと同様とすること。

イ 「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合」には、次の場合がある。

(ア) 引火点が 40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合

(イ) 引火点が 40℃以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合

(ウ) 平成 2 年 5 月 23 日以前の施設で、引火点が 40℃未満の危険物の数量が指定数量の 5 分の 1 未満であり、かつ当該危険物施設内の危険物が密閉された容器に適切に保管等されている場合は該当しない。

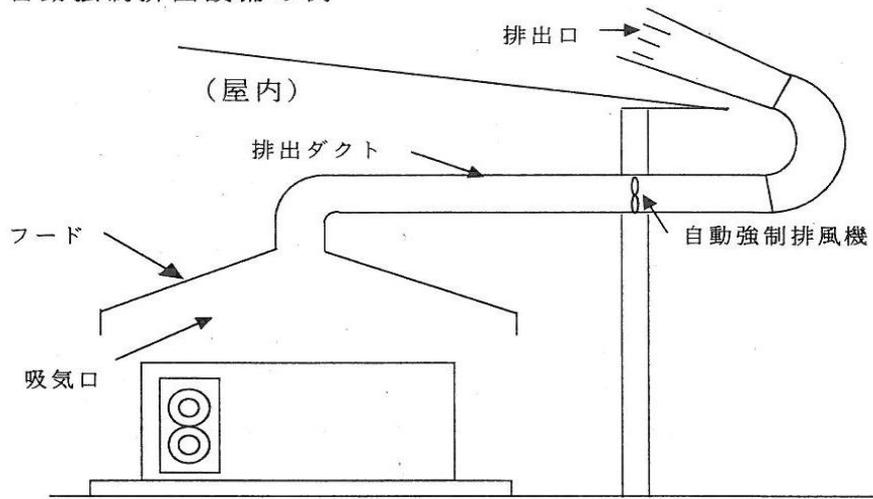
ウ 可燃性蒸気排出設備については、次によること。

(ア) 「屋外の高所」とは、地上 2m 以上の高さで、かつ、建築物の窓等の開口部及び火を使用する設備等の給排気口から 1m 以上離れている場所をいう。

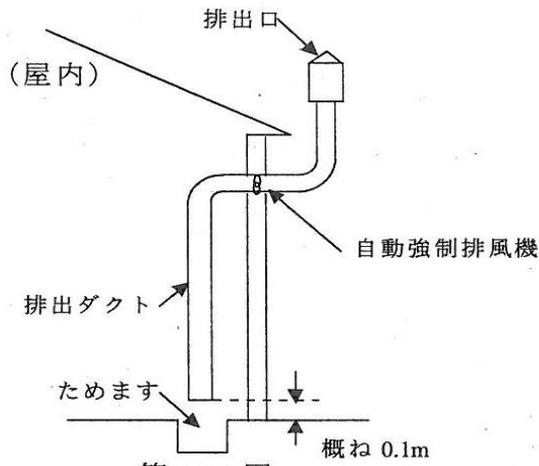
(イ) 排出設備は、次の a 及び b の例により設けられていること。(第 2-25 から第 2-29 図参照)

この場合、耐火構造としなければならない壁及び危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と他の部分を区画する不燃材料で造った壁(以下「耐火構造等の壁」という。)を排出ダクトが貫通している場合には、当該貫通部分に温度ヒューズ付きのダンパーを設けること。ただし、当該ダクトが 1.5 mm 以上の厚さの鋼板で造られ、かつ、防火上支障がない場合には、防火ダンパーを設けないことができるものとする。

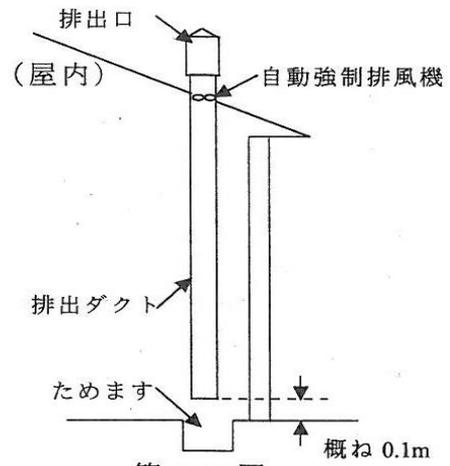
a 自動強制排出設備の例



第 2-25 図

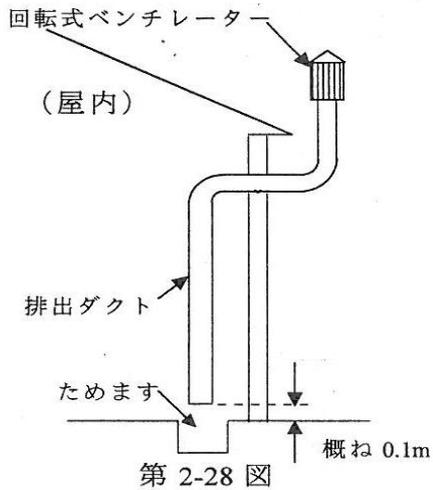


第 2-26 図

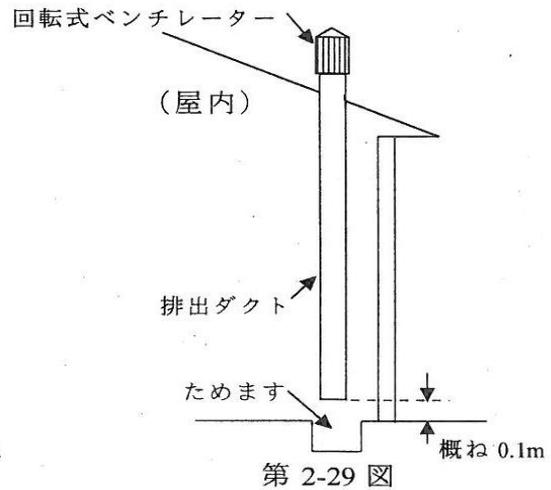


第 2-27 図

b 強制排出設備の例



第 2-28 図



第 2-29 図

エ 採光、照明及び換気の設備

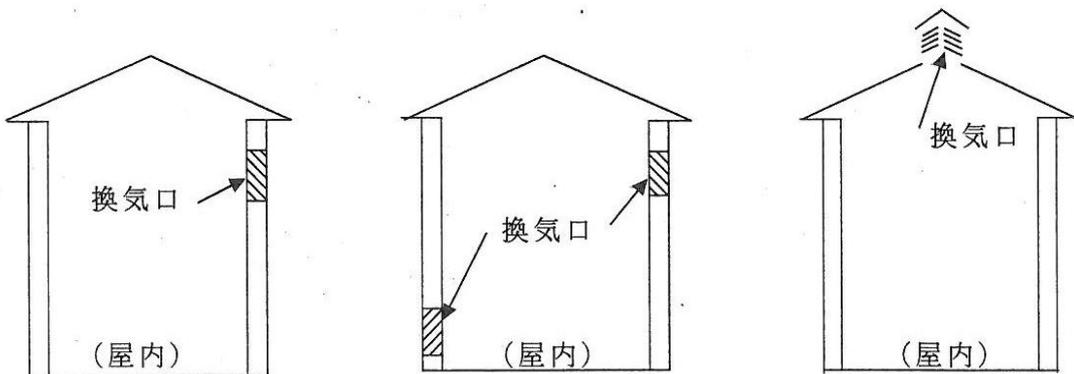
(ア) 「採光、照明」は、次によること。

- a 照明設備が設置され、十分な照度が確保されていれば、採光は設けないことができる。
- b 危険物の取扱いが、出入口又は窓等により十分に採光がとれ、昼間のみに行われる場合は、照明設備を設けないことができる。

(イ) 「換気設備」は、次によること。

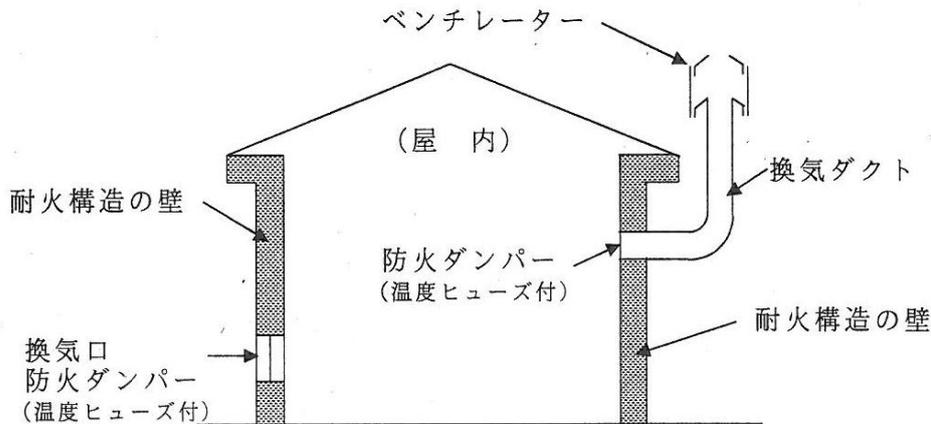
換気設備には、自然換気設備（給気口と排気口により構成されるもの等）、強制換気設備（給気口と回転式又は回転式ベンチレーターにより構成されるもの等）又は自動強制換気設備（給気口と自動強制排風機により構成されるもの等）がある。

(第 2-30 図参照)



第 2-30 図 自然換気設備の例

- a 強制排出設備又は自動強制排出設備により、室内の空気を有効に置換することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合は、換気設備を設置する必要はないこと。
- b 4(15)ウ(イ)により耐火構造等の壁にある換気口には、温度ヒューズ付の防火ダンパーが設けられていること。(第 2-31 図参照)

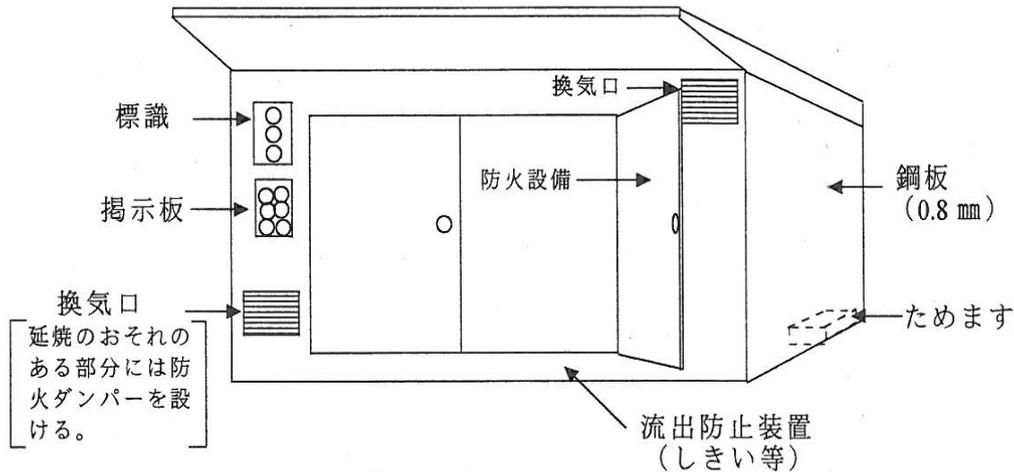


第 2-31 図

オ スチール製の貯蔵庫

スチール製の貯蔵庫により、容器を貯蔵し、又は取り扱う場合は条例第 31 条の 3 の 2 の基準に適合していること。

なお、スチール製の貯蔵庫としては、次の例がある。（第 2-32 図参照）



第 2-32 図

(16) 条例第 31 条の 4 第 2 項の規定は、次によること。（屋外タンク）

ア 第 5 号に規定する「引火を防止するための措置」は、通気管の先端に 40 メッシュ程度の銅網若しくはステンレスの網を設けるか、又はこれと同等以上（30 メッシュの網を三層以上に設ける方法等）の引火防止性能を有する方法によるものであること。

なお、引火防止装置の設置部は、維持管理上取り外しが容易にできる構造とすること。

イ 第 10 号に規定する「危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置」は、次によること。

(ア) 防油堤等は、コンクリートその他鋼板等で造られたもの又は鉄筋コンクリートブロック造であること。

(イ) 前 (ア) の防油堤等の壁とタンク側板までの保有距離は、床面からタンク上面までの長さの 5 分の 1 以上とすること。ただし、長さの 5 分の 1 の値が 0.3m 未満となった場合は、0.3m とする。

(ウ) 防油堤等の容量は、タンク（複数のタンクがある場合は、最大容量のタンク）の容量の全量を収納できるものであること。

(エ) 防油堤内の地盤面は、コンクリート等の不燃材料で被覆されていること。

(オ) 防油堤等に水抜口を設ける場合は、弁を設けること。

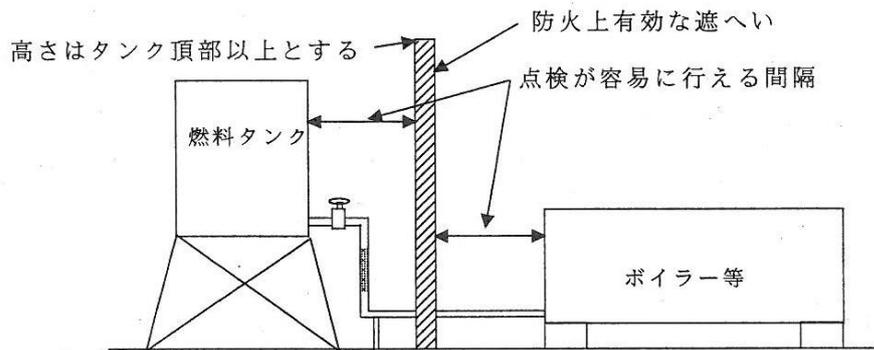
(カ) 条例第 31 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する「塀又は壁で危険物の流出を有効に防止できるもの」は、当該塀又は壁をもって防油堤等にかえることができる。

(17) 屋内タンクについては、次によること。

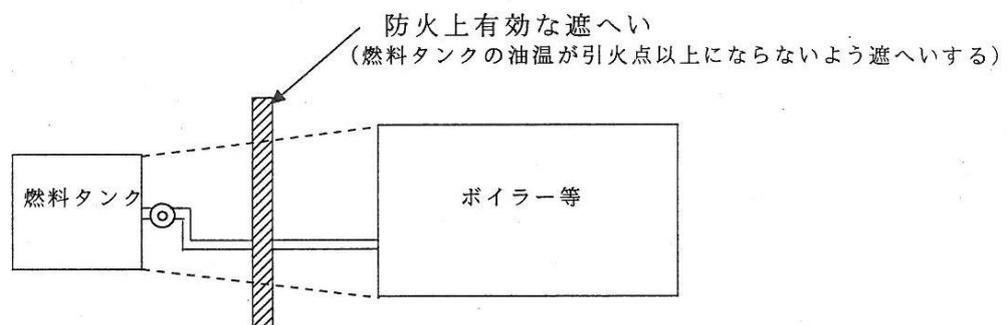
ア タンクと壁又は工作物等との距離

ボイラー等を併設する場合は、タンクとボイラー等とのたき口との水平距離が2m以上とされていること、又はタンクとボイラー等のたき口との間に、タンク頂部まで達する高さの防火上有効な遮へいが設けられていること。

なお、この場合、遮へいとタンク及びボイラー等との間に点検が容易に行える間隔を保つこと。（第2-33図参照）



立面図

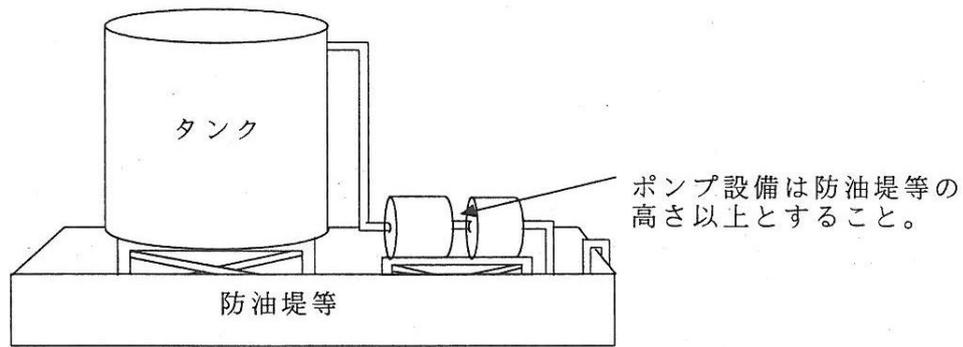


平面図  
第2-33図

イ 防油堤等

(ア) タンク室の場合

- 「流出を防止するための措置」には、タンク室のしきいを高くするほか、せきを設ける方法があること。
- 防油堤等は、屋外タンクの周囲に設ける例によること。
- 防油堤内の容量は、当該防油堤内にあるタンクの容量の全量を収容できるものであること。
- ポンプ設備は、原則として防油堤等の外に設けること。ただし、防油堤内に設ける場合は、防油堤等の高さ以上とすること。（第2-34図参照）



第 2-34 図 ポンプ設備を防油堤内に設ける例

(イ) タンク室以外の場合

前 (ア) a のせきによる方法とし、他は (ア) b から d までの方法によること。

ウ 危険物の浸透しない構造

(ア) 危険物の浸透しない構造の範囲は、しきい又はせきにより囲まれたタンク側部分とすること。

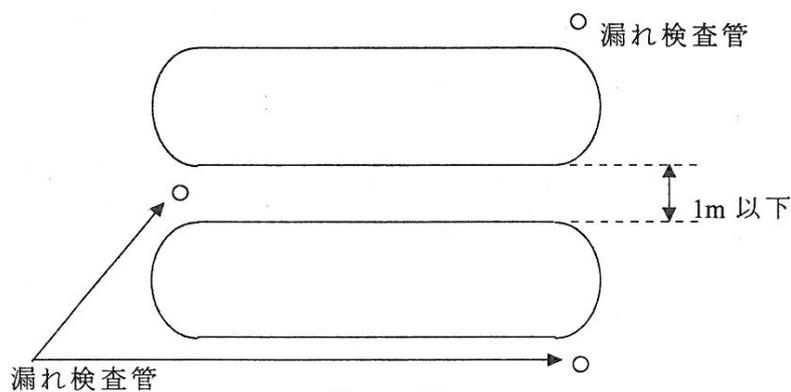
(イ) 危険物の浸透しない構造には、コンクリート、金属等で造られたものがあること。

(18) 条例第 31 条の 5 の規定は、次のとおりとする。(地下タンク)

ア 第 5 号に規定する「タンクの底板にその損傷を防止するための措置」とは、タンク本体と同じ材質及び板厚によるあて板を溶接する措置をいう。

イ 第 7 号に規定する「漏れを検知する設備」は、地下水位の位置等を考慮して、適切な位置に 2 箇所以上設けなければならない。

なお、2 以上の地下タンクを 1m 以下に隣接して設ける場合は、漏れ検査管を共有してもよいものであること。(第 2-35 図参照)



第 2-35 図

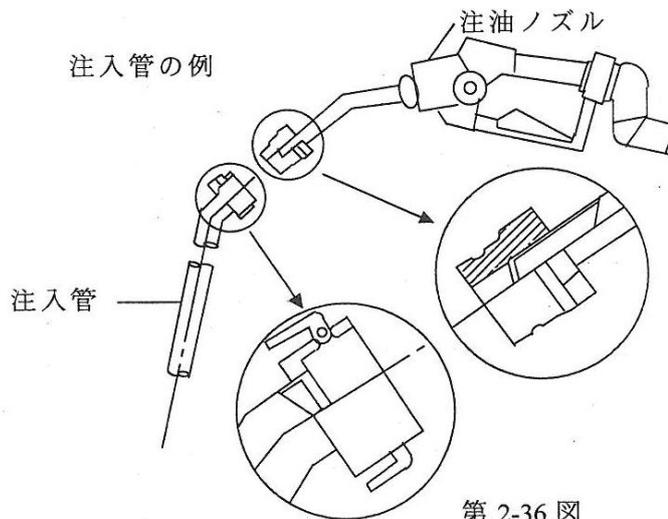
(19) 条例第 31 条の 6 の規定は、次のとおりとする。(移動タンク)

ア 第 1 項第 1 号に規定する「他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結する」方法とは、ねじ式結合金具、突合せ固定式結合金具等による方法がある。

なお、注入ホースについては、次によること。

(ア) 材質は、取り扱う危険物によって浸されるおそれのないものであること。

- (イ) 長さは、必要以上に長くないこと。
- (ウ) 危険物の取扱中の圧力等に十分耐える強度を有するものであること。
- イ 第1項第2号ただし書きに規定する「安全な注油に支障がない範囲の注油速度」とは、毎分 60 l以下の速度とすること。
- ウ 第1項第3号に規定する「静電気による災害を発生するおそれのある液体の危険物」とは、第4類危険物のうち特殊引火物、第1石油類、第2石油類をいう。
- また、「有効に接地する」とは、先端にクリップを設けたビニル被覆導線等を用い、移動タンクのタンク本体を接地電極に接続することをいう。
- エ 第1項第4号に規定する「注入管を用いる」には、次の方法がある。（第2-36図参照）



- オ 第2項第1号に規定する「火災予防上安全な場所」とは、移動タンクの所有者等が必要な措置を講ずることが可能な場所であって、火気を使用する設備が付近に設けられていない屋外又は屋内の場所をいう。
- カ タンクの固定
- (ア) 第2項第3号に規定する「これに相当する部分」とは、シャーシフレームのない車両にあっては、メインフレーム又は、これと一体となっているクロスメンバー等をいう。
- (イ) タンクをシャーシフレーム等にUボルトにより固定した場合と同等以上の強度を有する場合は、Uボルト以外の固定も認められるものであること。
- キ 第2項第9号に規定する「非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等」は、必ずしもレバーの操作により閉鎖するものに限らないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖操作を行えるものでなければならないものであること。
- ク 第2項第11号に規定する「タンク及び附属装置の電気設備で可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所」には、引火点 40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの防護枠内若しくは、ポンプ設備が収納されている場所等密閉された部分等が該当する。
- また、「可燃性の蒸気に引火しない構造」とは、防爆性能を有する構造をいう。